

平成22年度の介護保険料が決定しました

☎高齢者支援課 ☎内線2687

7月1日(木)に「介護保険料決定通知書」・「介護保険料納付通知書」を送付します。

保険料の納付方法

◆特別徴収(年金から差し引かれます)

① 高齢(退職)、遺族、障害年金を年額18万円以上受給している方

② 4月～翌年2月の偶数月に支払われる年金(年度6回)から介護保険料が差し引かれます。

◆普通徴収(口座振替または納付通知書で納めます)

③ 高齢(退職)年金などの受給額が年額18万円未満の方と、今年度に新規に資格を取得した方(65歳になった方・転入者)

④ 7月～翌年2月の各納期限(年度8回)までに金融機関・コンビニエンスストアなどで納付書でお支払いください(口座振替の場合は、各納期限日に振替)。

⑤ なお、年度途中で資格取得された場合は、月割で計算します。

低所得者の方向けに介護保険料の個別軽減制度を実施します

⑥ 65歳以上で、次のすべての条件に該当する方

⑦ 介護保険料の段階が第1～3段階(生活保護を受けている方、特別養護老人ホームなどの方、特別養護老人ホームなどの方を除く)・⑧平成21年中の全収入が160万円(第1・2段階の方は80万円)以下(単身世帯の場合、世帯員が1人増すごとに60万円加算した金額)・⑨自己の居住用を除き、処分可能な不動産を所有していない

⑩ 400万円(2人以上の世帯は400万円)を超える預貯金などの資産を所有していない

⑪ 住民税が課税されている方の扶養を受けていない

◆軽減後の保険料額

第1・2段階(前年収入額80万円以下)の方Ⅰ第1段階の半額

第3段階(前年収入額160万円以下)の方Ⅱ第2段階と同額

☎7月5日(月)～16日(金)の午前9時～午後4時30分(土・日曜日、正午～午後1時を除く)

※平成22年度介護保険料決定通知書または介護保険料納付通知書・②平成21年中の本人と世帯全員の収入が分かるもの(年金の支払通知書など)・③本人と世帯全員の預貯金通帳またはその写し・④印鑑・⑤軽減申請書と「収入及び資産申告書」を持参し、高齢者支援課(市役所1階11番窓口)へ

※⑤の用紙は同課で配布。

※来庁が困難な場合は電話でご相談ください。

ご利用ください 子育て家計の応援制度



平成22年度私立幼稚園児保護者の補助金

私立幼稚園などに通園しているお子さんの保護者に補助金を交付しています。

① 私立幼稚園・類似の幼児施設・認定こども園に通園し、市に住民登録または外国人登録があるお子さんの保護者

◆補助金額

◇入園料補助金 新たに入園したお子さん1人につき、38,000円

◇保育料補助金 月額4,700円～10,900円(所得により異なります)

※一定の所得制限以下の世帯の方は「就園奨励費補助金」も同時に申請できます。

② 各園が指定する方法で所定の用紙を提出。園に用紙がない場合は子育て支援課・市政窓口で配布

☎同課 ☎内線2755

三鷹市認可外保育施設 利用助成制度第1期(4月～6月分) 申し込みを受付中

認可外保育施設に入所するご家庭の保育料の負担を軽減するため、4月から保育料助成事業を実施しています。

① 東京都認証保育所、区市町村と契約をしている保育室、家庭福祉員を利用する児童の保護者で、次のすべてに該当する方

② 保護者の就労、看護、介護、就学、病気療養などにより、児童の保育を必要としている、③助成を受ける各月の初日に市内に居住している、④助成を受ける各月の初日に施設と月160時間以上の利用契約を月極もしくは年間契約で結んでいる(一時預かり利用や月の途中の入所は対象外)、④保育料を滞りなく納入している

◆助成額 入所児童1人につき、10,000円(月額)

※年4回、3カ月分を申請書で指定された銀行口座に直接振り込みます(4月～6月利用実績分は7月末に振り込み予定)。

② 各保育施設で配付する申請書に記入・押印して各施設へ

※4～6月中に退所した方は子ども育成課にお問い合わせください。

☎同課 ☎内線2732

みなさんのご協力により、燃やせるごみ、燃やせないごみ、ごみ全体の総量が減量しました

燃やせるごみ・燃やせないごみが
1カ月で1人当たり
約1.8kg減量

昨年10月に家庭系ごみの有料化がスタートしてからの半年間で、前年同時期(平成20年10月～平成21年3月)と比べて、燃やせるごみは**1,736t(13.6%)**、燃やせないごみは**251t(23%)**、合計**1,987t(14.3%)**減量しています。

また、燃やせるごみ、燃やせないごみだけでなく、ごみ全体の総量も1,766t(8.4%)減っています。

この成果は、市民のみなさんが毎日の生活の中で、できるだけごみを少なくするよう努めていただいた結果の表れです。今後とも引き続き、ごみの減量と分別の徹底へのご協力を、よろしくお願いします。

☎ごみ対策課 ☎内線2533

「ごみ減量・リサイクル協力店」を募集中

市では、店頭回収やマイバック運動など、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいるお店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、その活動を応援しています。

認定店には、認定証・ポスター・店頭掲示用シールなどをお渡しします。また、リサイクルカレンダー、広報みたか、市のホームページなどで紹介し市民のみなさんに利用を呼びかけます。

◆認定要件 次の項目のうち、3つ以上該当する市内の小売販売店

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①紙パックの回収 | ⑩生鮮食品(青果・精肉・鮮魚)その他の商品のばら売りや量り売り |
| ②ペットボトルの回収 | ⑪購入者が不用になった販売商品を回収 |
| ③食品トレーの回収 | ⑫包装紙、レシート、チラシなどに再生紙を使用 |
| ④空き缶、空きびんの回収 | ⑬消費者にごみ減量化・資源化の呼びかけ |
| ⑤商品の簡易包装 | ⑭従業員を対象にごみの減量化・資源化教育 |
| ⑥使い捨て容器の使用や販売を控えている | ⑮ごみの減量化・資源化に関する独自の活動 |
| ⑦お客様にマイ・バック持参を呼びかけ | ⑯そのほかごみ減量およびリサイクル活動として市長が認めるもの |
| ⑧レジ袋の回収または有料化 | |
| ⑨環境にやさしい商品を販売 | |
| ⑩リサイクル製品を販売 | |

※「うちの店ではごみを減らすために、こんな活動をしている」というお店の方は、ぜひ、お知らせください。

② 所定の申請書に必要事項を記入し、ごみ対策課へ

※申請書は同課(第二庁舎2階)で配布するほか、市のホームページ [HP http://www.city.mitaka.tokyo.jp/](http://www.city.mitaka.tokyo.jp/)からもダウンロードできます。

家庭系ごみ指定収集袋に 広告を掲載してみませんか?

ごみ袋は市内全域で使用され、多くの方の目に触れる有効な広告媒体です。広告掲載料は市の新たな財源として、ごみの減量・資源化施策、環境施策の充実に活用され、環境活動に貢献している企業としてもPRできます。

今回はご利用しやすいよう、作成枚数を限定しました。ぜひ、この機会にごみ袋の広告効果をお試しください。

※燃やせるごみ、燃やせないごみは同一の袋を使用します。
※広告は袋の表面中央部に掲載されます。袋の色は藤色で文字は紺色です。

※掲載期間は作成枚数がなくなるまで。袋の印刷は9月から開始予定です。
☎7月16日(金)までに、広告掲載申込書に必要書類(広告の原稿など)を添えて、ごみ対策課(第二庁舎2階)へ。審査のうえ掲載の可否を決定します(申込多数の場合は、三鷹市指定収集袋掲載広告募集取扱要綱に定める優先順位により決定)

◆今回の募集内容

- ・収集袋のサイズ S袋(10ℓ)
- ・広告の大きさ 13cm×16cm
- ・作成枚数 400,000枚
- ・広告料 100,000円(税込)

